





機関、保険薬局、保険医に国民健康保険の療養取扱い及び国民健康保険薬局に国民健康保険の指導監督のため、健保会員及び保険診療の指導監督に關する事項を審議する。これに改める。

る重要事項について、調査審議し、及び関係を述べること。

第三十条中「地方復員部」を削る。  
第二章第三節中第一款を削り、

の他の規定は同年五月一日から施行する。

三十一条とし、第三十五条及び第  
十六条をそれぞれ第三十二条及び第  
三十三条とする。

第三章中第四十二条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とす  
る。

4 第二十九条第一項の表に掲げる  
附屬機関のうち、医療制度調査会  
は、昭和三十六年三月三十日ま  
で置かれるものとする。

附

この法律中第八条、第九条第一項

第一三九条 第二十九条第一項に於ける  
則の改正規定(国民年金審議会に係  
る部分を除く。)は昭和三十四年四月  
一日から、目次中第二章第三節  
及び第三章に係る部分並びに第三  
十条、第二章第三節及び第三章の改  
正規定は同年十一月十六日から、そ

と等をそのおもな内容とするものであります。  
まず改正の第一点は、年金局及び国民年金審議会の設置であります。御承知通り国民年金制度につきましては、かねての公約通り拠出及び無拠出によ

み、従来の医療制度等にござりまして本的に検討を行う必要があると考えられますので、本調査会を設置し、各方面からの御意見を承わり、新しい情勢に適合した適切な医療制度の樹立に資したいと存じているのであります。な

改訂の次第であります。

**ANSWER** The answer is 1000.

国民年金事業を実施するため年金局及び国民年金審議会を設置するとともに、医療に関する制度等について調査審議するため医療制度調査会を設置するほか、引揚援護局関係の地方支分部局を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

の整備が不可欠の要件と考えられるのでありますて、このため行政審議会の答申の次第もあり、新たに厚生省の内部部局として年金局を設置することとし、国民年金事業の企画、立案、指導監督等の事務に当らせようとするものであります。またこれに因連いたしまして、国民年金事業の実施に関する重要事項につきまして、広く国民各階層の意見を徵し、その適切な運営に資するため、付属機関として新たに国民年金審議会を設置することとした次第であります。

ることとなつております。この墓苑は、國が設立する墓苑でありますので、今後の維持管理につきましては直接行なうことが適當であると考へ、これに関する事務を國立公園部の所掌事務とした次第であります。

改正の第四点は、受胎調節に関する事務を衆衆衛生局の所管から児童局の所管としたことであります。受胎調節につきましては、漸次その普及を見、逐年その成果を上げて参りましたが、本来受胎調節は、母体の健康を保護することを目的とするものであります。且つ、既婚者の子宮内膜取出症についても

以上がこの法律案を提出いたしまして、大理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○内海委員長　ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各案についての質疑は次会に譲ります。

○内海委員長　この際、各省設置法改革正案等審査小委員長岡崎英城君より報告を求めることといたしました。岡崎君。

○岡崎委員　去る二月五日木曜日午前十時より第一回の各省設置法に関する小委員会を開会いたし、法案の取扱いについていろいろ協議いたしました。その結果、左の三点を申し合せました。

一致した法案から順序をきめ、これを逐次本委員会に上程し、質疑の上、採決に持ち込めるものは採決に持ち込み、質疑の結果、新たに両党委員の協議を要するものと認められたものについては、再び小委員会に持ち込んで協議すること。

る老令、障害及び母子の三年金を包括する国民年金法案をすでに今国会に提

お本調査会における審議につきましては、その設置の趣旨にかんがみまし

他の残務整理に関する事務等をつかま  
どつておりますが、漸次事務量の減少

二、二月十日すなわち本日の委員会において立法するよう決議された設置法あるいは設置法の一部改正案で、その内容においてもおむね問題のないものと認められたものであります。すなわち、イ、水産庁設置法の一部を改正する法律案、これは衆参両院の本会議の決議に基いたものであります。ロ、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案、これは衆参両院の農林水産委員会における附帯決議として要請されたものであります。ハ、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、これは衆参両院の商工委員会の附帯決議に基づき立案されたものであります。

三、二月十日午後的小委員会では、主として官房長の設置を要求する郵政省設置法の一部を改正する法律案及び文部省設置法の一部を改正する法律案の取扱いを議題として協議することとなつております。

以上、御報告いたします。

する必要がありますので、本格的な質疑は次の日にいたすことといたしまして、一言だけお尋ねをすることを申し上げておきたい。水産庁設置法国際化でありますから、漁港行政というものの拡充強化ということは、漁港部を作る問題について考えるべき点はなかつたか、政府の御答弁を願いたいと思います。

○石坂政府委員 ただいまの受田委員の御質問でありますから、もちろん政府といたしましては漁港行政の刷新強化という点が、単に漁港部を設けることによつてのみ解決するとは思つております。政府は漁港行政、水産行政全般につきまして銳意努力をして参り、逐年この予算も増額いたしておりましたが、わけても漁港に関する行政施策といふものがおくれておりましたので、特に御要望の両院の附帯決議等の趣旨もございましたので、新たに漁港部を設けることにいたしましたのであります。詳細な経過につきましては水産庁次長からお答え申し上げます。

○西村政府委員 ただいまの受田委員の御質問に補足してお答えいたします。漁港の整備促進ということ、これは漁業生産の基盤を強化する上においてきわめて必要であります。私どもは何も行政機構だけをことで重点として置いているわけではありません。昨年の衆参両院の院議にもありますように、まず従来の漁港整備計画に基く漁港整備の実施を早急に実現するよう、予算的な措置を講ずるということで、この点につきまして私どもは財政上許す限りのことをして参りたい。そこで

本年におきましては相当程度の予算的な面も増大しております。第二の問題といたしまして、やはり昨年の議決になりました第三種の漁港のうち、特定のものにつきまして特別な措置を講ずるということをございます。これにつきましても私どもとしまして十分研究をして参りました。これに対しても財政上の事情もありまして、まだ早急にすぐ実現するという運びには至りませんが、私どもとしてはできるだけ早い機会においてこれにつきまして手を打つて参りたい。いろいろこういうことをやつていきます場合におきまして、基本として行政機構といふものは従来より一段と拡充して参らなければならぬ。すなわち従来漁港課でやっておりますけれども、昭和二十三年の漁港課設置以来、現在で予算額において九倍にならんとしており、港湾の数も四倍程度になつております。そういう点も考え、なお今後における建設の計画といふものを十分やつて、これに伴う実施の方も万全を期したい、こういうためにはやはり漁港部といふようなものを設けて機構を拡充することも、一つ必要であるというふうに考えた次第であります。

御検討されておると思ふのでございま  
するが、単に漁港部の新設というのみ  
でなく、行政機構全般の問題としての  
水産省といふようなものの考え方を、  
政府側の見解を担当者から御答弁願い  
たいと思います。

○西村政府委員 ただいま受田委員の  
御質問で、水産行政を全般的に考えて  
参らなければならぬ、これはまことに  
ごもっともだと思います。たゞ水産當  
局の問題等につきまして私ども事務當  
局がこれに答弁することはいかがかと  
思います。いずれにしましても最近の  
内外における漁業ないしは水産の問題  
というものはきわめて複雑を加えて參  
り、内外の対策に忙殺されておる事情  
でありますので、私どもしまして  
は、水産廳内部において、あるいは農林  
省としましては、この機構改革につき  
まして目下真剣に取り組んでおる。今  
後どういうふうにやつていくかにつき  
ましては、最も能率的に、事態に最も  
適切に即応できるよう機構を作る必  
要があります。なかなか簡単なことでは  
ございませんけれども、ぜひ近い将  
来に実現したいという希望を持ちまし  
て努力をしております。

○内海委員長 以上三案に対する質疑  
は次会に譲ります。

婚の諸儀式の概要等について申し上げたいと思います。  
まず最初に、御結婚についてとられ方針と経過であります。が、宮内庁においては数年前から天皇、皇后両陛下並びに皇太子殿下のおはじめしを同い、皇室の伝統と将来皇太子妃の国内及び国際間における御活動が繁多かつ重要となることを考え、御本人の健康、学業、人格、容姿等万般について優秀であることはもとより、血統、親族関係等について支障のないことを期して調査を続けてきたのでありますて、その間宮内庁長官から内閣総理大臣に時宜連絡があつたと承知しております。

妃選定に当り特に考慮を加えられましたのは、その選定の範囲であります。このことにつきましては、過去の国会における御質問もあり、宮内庁当局からお答えしたところであります。が、戦後数多くの宮家が皇族籍を離脱され、華族制度も廃止になり、また新皇室典範は、皇族の婚嫁は皇族または華族に限るとの規定を廃除しております。しかし皇太子妃としての身位にかんがみ、ます皇族、旧皇族及び旧華族の範囲で選考いたしましたので、選定の範囲を広げて参つたのであります。しかしながらどんな家庭の人であつてもよいといふのではなく、妃たるべき御本人がすぐれていることはもちろん、家系が明らかで、現代日本のりっぱな良識のある、清潔な家庭の人でなければならぬことは申すまでもないことがあります。

皇太子殿下は、その地位に關する御自覺がきわめてしつかりしておられ、御自分の責任と義務については實に忠実な方でありますので、皇太子殿下のお考へと當局の客觀的な調査とが完全に一致し、かつ兩陛下のお許しを得て成立することが必要であります。事実その通り進行したのであります。

以上の趣旨で調査選考を行い、内閣総理大臣その他の関係者の意見をも徴して準備を進め、ついに正田美智子嬢をして皇太子妃として最もふさわしい方とされ、同月下旬正田家に内々申し入れられ、昨年八月中旬面臨下のお許しを得、同年十一月十三日よりやく内諾をいたしました。ここにいたたまうな次第であります。ことにおいて同月二十七日皇室会議開催の運びとなり、皇太子殿下の御婚姻のこととが全会一致で可決されました。

宮内庁は取り急ぎ御結婚の準備に取りかかつたのであります。御結婚の諸儀式は今日の時勢に即応し、必ずしも旧来のものに拘泥せらず、廢すべきものは廢し、改むべきものは改め、また御結婚の諸調度等も万事簡素を旨とし、さしあたり必要なもののみにとどめ、諸経費をきわめて控え目にする方針を立てたのであります。

御結婚の諸儀式につきましては、その後宮内庁において種々検討を加え、内閣とも協議の結果、最も中心的な儀式である結婚の儀、すなわち皇太子、同妃が結婚の誓いをされる儀式であります。それから朝見の儀、すなわち皇太子、同妃が天皇、皇后に結婚のござります。及びいさつをなさる儀式であります。宮中祝宴の儀、すなわち皇太子、同妃

の結婚御披露の祝宴であります。この三つの儀式として、この三つの儀式は来たる四月中旬、皇居において行なうことが去る一月十六日の閣議において決定され、本日結婚の儀、朝見の儀は四月十日に、祝宴の儀は四月十三日から三日間行なつて内定されました。

ただいま申し上げました國の儀式としての三つの儀式のはが、納采の儀、すなわち皇太子のお使いが妃となる方の邸に至つて、いわゆる結納を行なう儀式であります。この納采の儀は去る一月十四日に行われましたことは御承知の通りであります。國の儀式である結婚の儀は賢所で行られ、この儀式には皇族、正田家の親族、内閣總理大臣、衆參両院議長、最高裁判所長官以下、各界の代表者約六百名の御参列を願う予定であります。宮中祝宴の儀は、内外の各界の代表を夫人同伴で約三千人招待する予定であります。

次に予算関係といたしましては、御婚儀に必要な経費として、昭和三十四年度予算に皇室費千九百六十六万六千円を計上しております。そのおもな内容は、祝宴費、儀服費、行啓費等であります。このほか御結婚に伴う経費として、宮内庁費として人件費等約六百八十万円を計上いたしております。

なお正田美智子嬢は、近く皇室に入られる準備として、去る一月十三日から祭祀、憲法及び皇室典範、宮内庁の制度、宮中儀式及び行事、日本歴史、外國語等について講義を受けておられます。が、今上陛下のとき、東宮妃の御学問所が御結婚六年前に開設されたのに比べ、非常に簡単になつております。

以上、皇太子妃選定の経緯とその決定、その後今日に至るまでの経過と今後の予定につきまして御報告申し上げました。

されましては、われわれとしてもその点は異議はないでござりまするが、皇太子妃の決定が宮内庁から発表され、総理の談話もございましたが、われわれとしては重大なるこれらの国事について、国会に今日まで何らの報告もなないし、皇室会議の運営そのものも、構成その他についても私は幾多意見もござります。たとえば議長と副議長が重なつて出る。椎熊君と前の星島議長とも重なつて出ておられる。こういう場合には、副議長となるものは議長が事故あるときこれを代行するといふような形にありまするのに、議長、副議長が衆参両院とも重なつて出ておられる。こういう構成の問題もござりまするし、私はもつとこれらの大重要な国事については、国民がこれら問題について、個人の正田美智子さん一家の問題もございまして、これがよりよりわかるような状態において、民主主義的に皇室会議が運営されることが望ましい。こういう関係で、私は今回の皇太子妃決定に際する皇室会議の運営の方法等については、非常に疑義を持つものであります。従つてこの決定に至りますまでの、主としていきさつについて、幸い総理もお見えになつておりますので、それらの点について伺いたいことと、それから皇室会議のあり方あるいは構成等につきまして、内閣において何らかのお考えをお持ちになつてあるかどうか、これらの点についても総理のお考えを伺つておきたい、こういうのでございます。

るによりますと、戦後一回皇室会議が開かれたのは、宮家の降下の問題で審議された、今回が二回であつたように聞いております。構成につきましては、そういう法律で定められておるところであり、いろいろな御議論もあらうかと思いますが、必要があれば法律の改正等によつて考えるわけでありまして、今内閣において構成を特に変えなければならぬというふうには実は考へておりません。

それから皇太子妃の決定に至りますまでの経緯につきましては、先ほど官房長官が申し述べた通りでございますが、私は皇室会議の議長でもありますし、事前におきましていろいろな経緯について、時々宮内庁長官等から連絡を受け、相談も受けしてきたのであります。ただ御承知の通り、これがある程度まで内定をしない前にいろいろわざされることは、これは国内におきましても、今お話をのように国民も非常に強い関心を持つておる。国際的にも非常な関心があり、候補者として事前にいろいろな取りざたも実は行われておつたことも御承知の通りであります。しかしそのことは、一方当該御本人の問題でもあると同時に、これに關係する方々の立場もござりますので、できるだけ慎重を期すると同時に、ある程度までは絶対に秘匿が保持されることが、実は事の性質上必要であるのでありますまして、そういうことにおきまして、きわめて慎重に各般のこととが調査されるとともに、御関係の方々の御内意もあるいは御意見等も伺い、また皇室会議の議長として、時々内閣総理大臣としては御相談を受けてきたのでありますけれども、ある程度

公式的の発表が行われるまでの間はこれを秘密に取り扱つたことは、事の性質上やむを得なかつた、またそれが必要であつたと私は思います。

それから皇室会議におきましての審議は、こういう大事なものを一回だけではなほだ慎重さを欠いたのではない

であつたと私は思います。かといふと、もちらん当日の皇室会議におきましては、宮内庁長官よりあらゆる資料と、それから経緯について詳細な説明がありまして、会議の議員におきましては十分にこれらの資料と説明に基いてこれを決定したわけでございまして、決してただ形式的会議一回でとうふうな事情ではなかつたわけあります。

以上今の質問に關して私の関係しておられますことをお答えいたします。

○内海委員長 次に國の防衛に関する質疑の通告がありますので、これを譲ります。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 本日は戦闘機の問題について調査を進めます。これをお答えください。お尋ねいたしましたが、その前に昨年の臨時国会において、安保条約の改定交渉とからんで特に憲法の問題としていろいろお尋ねをいたしたわけでございますが、その点でどうも納得がいかない面が解消しておられませんので、その点から先にお伺いをしておきたいと思います。

その質問をいたします前に、私は一応政府の見解を確めておきたいことがあります。それは何かと申しますと、常に問題になる自衛権というものについての考え方です。国が固有

の権利として持つてある自衛権とい

ることは、大体急迫または現実の不正な危害が起つて、國家または国民に

対する危害が必ずこれに伴う、危害に立つておると思ふのではす

が、歴代保守党内閣はこれについて一

つの統一見解を今まで述べてきており

ます。要約して申し上げますと、第一

に急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること。第二にそれを排除す

るために他に手段がないということ。

第三にそれを防衛するために最小限必

要な方法をとること。以上三つ

の原則を自衛権の行使の厳格なる条件

と考えている。すなわち自衛権の限界

といふものはあるのだ。こういう統一

的な見解を歴代保守党内閣はとつてき

ておるわけでございますが、この考

えにはよもや変更はないものと思いま

すけれども、まず最初に岸総理のその

点の御見解をただしておきたいと思ひ

ます。

○岸国務大臣 自衛権の本質及びその

限界につきましては、今石橋委員の御

質問の通りに私も考えております。

○石橋(政)委員 それでは質問を進め

ていく限り、安保条約の改定交渉にお

いて、いろいろな面で差しさわりが出

てくるのじやないかと、いろいろ思つ

われます。それを例をあげながら話す

わけです。その点でござりますが、

てみないとと思うのですが、まず第一

に、条約交渉の内容を私ども詳細には

知ることができないわけでござります

ますと、常に問題になる自衛権とい

うものについての考え方です。国が固有

の考え方の中に、条約適用地域とい

るものと、共同防衛地域といふものと、

の地域に対し日本が実際に行動する

あります。そしてちょうどこれを要

かといふうにうかがい知れるわけで

あります。そうしてちょうどこれを要

づけるかのように、去年の十月三十日

でしたかの予算委員会において総理も

同じような見解を述べておられます。

それをちょっと申し上げますと、条約

の適用区域と共同防衛区域は別に考

えなければならぬ、こういうふうな答

弁を予算委員会でなさつておるよう

ござりますが、こういうことになるか

ならぬかは別として、話の中で当然出

てくるだろうといふうなことは肯定

なさいますでしょか。

○岸国務大臣 交渉の内容、ことに地

域の問題について今石橋委員のお話の

よる、条約の適用の区域と共同防衛

の地域といふものとの関連上の考え方

はあると思います。しかしそういう内

容を持つて条約を作るかどうかとい

ふうなことは、これは全然別の問題であります。

○岸国務大臣 お尋ねのところを申し

して、そういう考え方はあると思いま

す。

○石橋(政)委員 それでは最初に共同

防衛区域についてお尋ねしたいわけで

すが、先年の臨時国会において私、沖

縄、小笠原を共同防衛地域にするとい

うことは憲法違反じゃないか、こうい

うふうなことを申し上げたわけです。

結局日本の主権は全然及ばない、憲法

も適用がない、そういう地域に対しても

自衛権を主張するといふこと

はおかしい。これはもう限界を越えて

持つておる、領土権を放棄したことは

ない、従つて日本の領土である、従つて抽象的、観念的にいえば現在二つとも自衛権はある、こういうことをまずお答え申し上げました。しかし現在に

お答え申し上げました。しかしながら

も自衛権はある、こういうことをまず

お答え申し上げました。しかしながら

も自衛権がある、こういうことをまず

お答え申し上げました。しかしながら

りにおいて、日本がここに現実に自衛権を行使することはできない、かよう

べとして現実にはできない。しかしこ

の地域に対し日本が実際に行動する

ことがあります。それだけ日本の主権が及んで

いる、アメリカの施政権といふものが

一部がへこむことになるのだから、

日本が認められたといふことをアメ

リカが認めるにあたって、いわゆるアメ

リカを援助するということではなく、日本

がその領土として、そこに日本がある

種の行動をするということをアメリカ

がそれだけ認めるにあたって、譲る

とすれば、その範囲において日本が自

衛行動することは、他国の領土に対し

ありまして、この点は今アメリカが日

本の領土に対して自衛行動をすると

いうことだから憲法違反ではなかろ

うことです。一体共同行動を沖縄におい

て日本が自衛行動することではない、

日本が自衛行動するところではない、

が、日本は残りの主権を保持する、こ

そういう表現を使つたのですね。それから出発していると思う。結局司法、立法、行政の三権はアメリカが全部持つ。施政権はアメリカが全部持つ。しかし最終的に、潜在主権というものは、たとえば沖縄を独立させるとかあるいはどこかほかの国の領土にするとか、そういう処分を行ふといふ場合に日本のは解、同意が必要だ、そういう意味だらうと思うのです。今言わわれてゐる潜主権はそういう意味だとおもつてゐる日本の潜在主権といふのは、いわゆる日本の潜在主権といふのは何か変化があるのでしようか。

○林（修）政府委員 現実における潜在主権、ダレスの言つた潜在主権の内容は何かといつてみれば、今石橋委員の一部、施政権の一部はへつこんだといふ場合、いわゆる日本の潜在主権といふのは、いかであります。しかし日本は領土権を楽しめたことはないわけでありますから、アメリカがこの沖縄、小笠原についても最終処分権を持たない、これまでの状態が現実の今の内容だと思います。しかしながら申し上げましむるに、沖縄、小笠原の自衛権の問題は、これは多少今の状態が変化することを前提として実はわれわれ申しておるのであります。現状のままの状態といふわけではありません。その変化した状態のもとで日本は、もちろんその内容は変化するわけではありません。その変化した状態のもとで日本においては憲法違反といふ問題は起ら

○石橋(政)委員 それではもう少し角度を変えてみたいと思うのですが、なまとえば沖縄がこの共同防衛地域に指定されるとします。そうした場合、その沖縄といらものは一体日本の領土として扱われるのですか。それともアメリカの管轄地域として共同防衛地域に入つていいのですか。これは現在のアメリカと韓国、あるいはアメリカと中華民国、あるいはアメリカとフィリピン、こういったもののそれぞれの相互防衛援助条約を見ますと、いずれも沖縄といふような地域はアメリカのいわゆる管轄する地域、管轄権下にある属領諸島という表現の中で、アメリカの領土として入つていいわけなんです。日本とアメリカが条約を作るときだけは、何か沖縄は日本のものである、そういうような考え方入り込んでくる余地があるというのですか。

憲法上の問題がある、そういうわけではないのです。沖縄はあくまでも日本の領土である。日本の領土であるという建前でもしも日本が沖縄、小笠原を守るとすれば、そういう建前でいくべきである。そういう建前が認められない限りは、日本の憲法上はできないんじゃないのか、かようにわれわれは考えておるわけであります。二国間条約といふものは二国間だけを拘束するものでございまして、米韓あるいは米台条約で沖縄が地域上どうなつておるかということは、直接の関係はございません。しかし日本の希望としては、そういうことについて何らかの変化があることを希望すべきではございましょうけれども、一国間条約については、おののおののそれの間で努力を持つておる。日本とアメリカの間でそういうことであれば、一応は足りるわけでございます。なおよその国の条約も何とかしてもらいたいという希望はあるわけであります。それは直接の問題ではないわけであります。

いうふうなことで全然一貫性のない条約を作ることができるとお考えになりますか。アメリカの議会にしたって、そんなことで承認いたしますと思つておられますか。いかがでしよう。

○岸国務大臣 私は、米韓条約や米台条約の上において、アメリカの管轄しておる島嶼という言葉が使つてあるよう承知しておりますが、その管轄しておる島嶼というのは、これを直ちにアメリカの領土だ、こういろいろ考え方にならなければならぬとは、私としては考えておりません。従つて今石橋委員の御質問のように、サンフランシスコ条約で沖繩及び小笠原の地位というものはきまつておりますから、それににおいては、先ほど来御議論がありましたが、領土主権はあくまでも日本が持つておる、いわゆる潛在主権として持つておる、こういふ立場において、われわれがアメリカといろいろな条約を作る場合において、当然それに基いてやつておる。あとは韓国との間のアメリカとの関係といふものが全然違うといふうに石橋委員はお話しになつておりますが、そこは解釈の余地のある広い、管轄しておるといふ言葉で示しておるので、これは領土だ、こうはつきり言い切つているわけではありませんから、その間には私は、アメリカとしては一応の解釈が立ち得るのではないかと思います。

○岸国務大臣 それぞれの条約といふものは観念上は独立しておるものであります。私は申し上げるまでもなく、それたないことは当然であります。それぞれの条約が、それぞれの別の目的なりあるいは別個の意義を持つてそれぞれの国と結ばれておるわけでありますから、観念上は私はこれららの条約の間には関連はないと思います。その意味においては、これらの国が一緒にないで共同的な軍事同盟を結んだ場合とは性格が違うことは言うを待ちません。

ただ石橋委員の御指摘になつたように、いろいろな事態から見て、そういう危険性をはらんでおるではないかどう氣持なり考えなりは、私は成り立ち得ると思います。

○石橋(政)委員 率直にお答え願つたので、さらに私は追及いたしません。そういう危険性の多分にあるようないことはせひおやめになつていただきたいという要望にとどめておきたいと思います。

そこでそれではもう一つお聞きいたしますが、沖縄、小笠原といふものを共同防衛地域にすることには、政府の立場でいつた場合には憲法上廢義がある、われわれの立場からいえば明らかに違反だ、そういうことになるわけですが、これが沖縄、小笠原の場合。ところが日本の領域、それから沖縄、小笠原、そういうものの以外の地域を共同防衛地域に含めるということになると、これは絶対に憲法違反だ、その点は間違いないでしょ。

○岸国務大臣 先ほど来沖縄及び小笠原をかりに入れたという場合において、日本の憲法の解釈と、沖縄、小笠原といふものの性格からいって御議論はありますけれども、自衛権が、アメリカの承諾を得て、それだけわれわれが伸びていくという考え方をわれわれはとつておるわけあります。その他地域、たとえば西太平洋におけるアメリカのその他の地域、領土に行くということになると、憲法の問題がはつきり出てくる。憲法上日本の自衛権の範囲の活動としてはそういうところに行けない、こふ思つておりま

○石橋(政)委員 されでは今度は自衛

権の限界といふ立場から、沖縄問題を考えていたときだと思います。といふのは、沖縄でかりに日本の自衛隊が

共同の行動をする権利をアメリカが若干認めただといふにいたしましても、防衛の主体はアメリカにあることはお認めになりますね。日本がちょっとお手

伝いに行つたかどうか知りませんが、共同防衛地域になろうとも、あくまで防衛の主体はアメリカにあるといふことはお認めになりましょ。

○岸国務大臣 実際に上の問題と法律の、条約上の問題とは分けて考えなければならぬと思いませんが、実際はもし

何か問題が起つたときに、アメリカは膨大な軍事力を持つておるわけですから、事実上中心になるということは私

は当然だと思います。しかし条約上どういうふうに条約をきめるかというこ

とにおいて、あるいは立場としては両方が対等などといふような考え方もありますし、あるいは日本が領土権を

ましょし、あるいは日本が領土権を持つという建前からいえば、日本を中心とするというふうな建前も考へ得る

と思います。しかしながら実際問題からいえば石橋君の言われる通りだと思います。

○石橋(政)委員 そうしますと先ほど御確認願つた本来の自衛権の限界といふものについての統一解釈に照らしてみた場合、第二番目にあげましたそれを排除するために、他に手段がないといふ場合と、いうものに当つてはまるかど

うかといふ問題、アメリカといふ大きな勢力が厳然としておつて、現実的に防衛の主体になつておる、結局他に方法があるわけです。それを日本がわざわざ何か理由をつけていつて、何の手伝いか知りませんが、それをやる

ほどのことが必要になつてくるのか。これは他に手段があるにもかかわらずやることになりはしないかと思はせんか。

○岸国務大臣 私はあらゆる場合を考えなければならぬと思いませんが、今は

石橋君の言われるように、やはり自衛権の限界といふものは他に手段があつて、日本から進んでどうするというこ

とではなしに、やはり他に方法がないとすることを前提にすべきことは当然であると思います。しかし行われたと

ころの侵略なり急迫不正の侵略といふものを排除するに、日本の自衛隊が出動することよりほかに方法がないといふような事態が全然ないということを前提にするわけにはいかないだろ

う。ところの侵略なり急迫不正の侵略といふことを前提にすれば、日本が自衛行動をし得る侵害を共同の危険として両当事国が認めます。しかしそこの防衛行動といふものはどういふうにやるかといふことに思ふのです。条約区域に加えられたとあると、共同の侵害としてこれに対して防衛をするといふ、そこに加えられる侵害を共同の危険として両当事国が認めます。しかしそこの防衛行動といふものは、その一方だけがそれを行はう場合もあるだろうし、共同して防衛する場合もあるだろう。そこに加えられた侵害を共同の危険として条約上考へるといふようなことが、条約区域と防衛区域と分けるとすれば概念的にはそう考へるべきではないかと思つて

おります。

○石橋(政)委員 結局、相互防衛、相

互援助といふものを、この区域といふもので見た場合の表現である、こういふことになるわけですか。私はどうも

思います。しかしながら実際問題からいえば石橋君の言われる通りだと思います。

○石橋(政)委員 そうしますと先ほど

御確認願つた本來の自衛権の限界といふものについての統一解釈に照らしてみた場合、第二番目にあげましたそれを排除するために、他に手段がないといふ場合と、いうものに当つてはまるかど

うかといふ問題、アメリカといふ大きな勢力が厳然としておつて、現実的に

は、私どもがそれを現実に分けようとして考えたことは実はないわけあります。しかししてそういうことをいふのを分けるといふ議論を私も検討しているのですが、必ずしも明確なことは、共同防衛と申しますか、お互いに、米韓、米台条約ではいわゆる条約地域といふものがあるわけでもないよ。まあ、こういうように考へたらどうかと思ふのですが、一応もしかけておるところの不正なる急迫な侵害といふを共同の侵害としてこれに対して防衛をするといふ、そこに加えられる侵害を共同の危険として両当事国が認めます。しかしそこの防衛行動といふものは、その一方だけがそれを行はう場合もあるだろうし、共同して防衛する場合もあるだろう。そこに加えられた侵害を共同の危険として条約上考へるといふようなことが、条約区域と防衛区域と分けるとすれば概念的にはそう考へるべきではないかと思つて

おります。

○石橋(政)委員 それは次に条約適用区域といふものについてお伺いした

いわけですが、これは一体どんなものなんですか。条約適用地域がかりにで

きるとすれば、これは私はつきりしないのですが——共同防衛地域と異つた、ほかの、区別されたものとして条約適用区域を作るというが、それは一

世間にいわれる点はよくわからない点が多いわけでござります。むしろ新聞

等でいろいろ書かれておるのが前提で、私は私もなかなか理解しておりませんが、なお法制局長官から一応法律上の解釈を申し上げたいと思います。

○林(修)政府委員 この点、実は私も

なかなかの区別されたものとして条約適用区域を作るといふが、それは

「むずかしい」と呼ぶ者あり

ではないか、かように考えておりま

て新聞の責任に押しつけておりますけれども、総理も區別しなければいかぬとおつしやつてゐるわけです。ところが今白状されたわけです。みずからそこのところはどう違ひかわからぬといふままで、総理もそのうう言葉を使つておる。これはただ新聞報道その他整理ができないままに使つてゐるという問題ではない。政府自体が何のことかわからぬが、區別しなければいかぬだらうといふことで今まで述べておるから、私どもわかるはずがない。わからぬで言つてゐることがわれわれにわかるはずがない。それをまた私が聞いているのだから、なおわからぬ、そういうことなんです。皆さんがちょっと漏らした言葉の中にもありました、條約適用地域における——これは日本の領域でもなければ、沖繩、小笠原程度に潜在主権を持つておる領域でもないわけです。どこかほかのところが入る可能性があるわけですが、そういうものをを作る場合に、そこにおける侵略、侵害、そういうものは共同の、何といいますか侵略とみなす、侵害とみなす、こういうことがちょっと表現に出てきたのですが、これは思想的にであろうとも、やはり集団的自衛権、相互防衛、相互援助という思想だと思ひます。私はこれはばかりに思想であつても、思想そのものがやはり憲法違反だと思ひます。一体よその国の侵害、侵略まで日本に対する侵略と思ひます。私が許されておりますか。私はそれによつておらず、そういう思想を持つこと自体が違憲だと思ひますが、大体直接に攻撃

を受けない国が、結局よその国の侵略をみずから國の侵略とみなす、そういう考え方自体が、やはり現在の憲法が今白状されたわけです。みずからそこのところはどう違ひかわからぬといふままで、総理もそのうう言葉を使つておる。これはただ新聞報道その他整理ができないままに使つてゐる

○岸國務大臣 思想云々ということのお話であります。私はそれは石橋君が何か考へたのではない、かと思います。たとえばわれわれは世界平和を守つていくということは、同時にこれは日本の安全保障の意味からいつて、世界のどこにも戦争があつてはならない。そういうことなんです。皆さん連においてそういうどこかに加えられたところの危険なる侵害といふものは、世界平和に害がある。国連に参加しておる国としてはその危険を共同の危険として、これに対しても何か集団防衛の方法をとるというような機構が将来でき得ることも考へなければならぬと思ひます。そういうこと、またそれが共同の危険であると考へても、これであります。そういうこと、またそれが共に、いわゆる戦闘機、航空機という問題に焦点をしばつてやりたいと思うのですが、私がなぜこの計画がもはやくずれ去つてゐるのか、こういうことを主張したいだけじゃない。こういうことをいつの角度から見ていいと思う。

一つは、この間戦闘機を返した、こういう形の中で現われておりますいわゆるアメリカの供与兵器を現実に返さざるを得ないような状態になつてきてゐるということ。その背景にあるものは、いわゆる軍事援助の大削減といふ方向がアメリカにおいてとられておるということです。こういう立場。日本の整備目標を達成するためには、相当部分の供与をアメリカに期待するといふ一項が入つておるわけです。日本の立場からいえば、なお相当部分をアメリカの供与に期待するとある。その期

は、これは観念論をやつても始まりま

せんし、時間がありませんから、それでは本論に入りたいと思います。

それは最近参議院の本会議におきま

しても問題になりましたF-86 F 戰闘機

の返還問題、それから新しく作ろうと

しておりますいわゆるグラマン F-11

F-1 F の生産問題、そういうものを

ひつくるめて私は戦闘機問題と防衛計

画との関連、そういう立場から一つ質

問してみたいと思うわけです。

私が言いたいことは、今政府が持つておりますところの、岸総理がわざわざ御旅行になつてアイゼンハワー大統領のところまで持つていつてお見せになつたところの防衛力整備目標、普通

いわれておる防衛三カ年計画、これは

もはや本質的にくずれ去つてゐるの

じやないか、こういうことを主張した

いわけなんです。それをいろいろな角

度からやりますと時間を食いますか

ら、いわゆる戦闘機、航空機という問

題に焦点をしばつてやりたいと思うの

ですが、私がなぜこの計画がもはやく

ずれ去つたかと言ひますと、やはり三

つの角度から見ていいと思う。

一つは、この間戦闘機を返した、こ

れで、その間にかずれかかつてあります

いるといふことがあります。それから

もう一つは、新しい機種がきまらぬ

ということです。これはもうすでに完

全に一年間おくれております。そうち

ますと、ことしの予算にこの初年度

経費が少くとも織り込まれて、生産

を九月ごろから始めて、初めて防衛計

画の達成にどうにかすべり込める、こ

れで、その間にかずれかかつてあります

いるといふことがあります。それから

もう一つは、国防会議でその計画の大綱

をきめて、そしてそれに基いて進んで

きております。もちろんいろいろな計

画でありますから、これの実行に当り

ましても計画通りいくものと、あるいは

整備計画等がややおくれたりする場合

があります。F-86 F の返還の問題の

事情については、防衛省長官からお答

えをいたしましたが、私どもはこれに

よつて基本方針を変えなければならぬ

い、今石橋委員のお話のように、これ

はもうくずれ去つておるといふふうに

は考えておりません。なお三カ年計画

の後に来たるべき防衛計画の大綱をど

ういうふうに長期に定めるかといふよ

うなことは、国防会議において十分各

般の新しい事情も考えて検討をいたし

ております。決して今お話をのように、

すべてのわれわれの立てたところの計画がくずれ去つてしまつておるという事情ではございません。

○石橋(政)委員

まだ固執されておら

れるようございますが、私たちは、大

体日本がアメリカといふものに大幅に

依存して、特に軍事的にはそんなんで

すが、そういう立場にあって自主的な

防衛計画、特に防衛力整備目標とい

うやうなるものを、自主的に作つていくこ

とは不可能だ、国防会議などといふも

のは、茶番劇だといふ主張を今までし

てきたわけです。それを裏づけること

になるものだから固執されておると思

うのですが、これはやはり正直におつ

しやつた方がいいと思うのですが、い

つかですか。それでなかつたら、それ

では私は一つお尋ねいたしましょ

う。まず第一番目に返還問題について、長官から御説明願います。

○伊能国務大臣

F 86 F の返還につきましては、御承知のようにあの四十五機を受領いたしましたのは、昭和三十

二年の春でございます。それ以後はF

86 F については全然受領をいたしておりません。石橋先生御承知のように、たまたまその間において、航空要員、

ジェット要員の養成等について、遠州

灘の試射場の問題、あるいは浜松の飛行基地の返還の問題その他的事情か

ら、乗員につきましては、御指摘のよ

うに若干の訓練上のおくれを生じたこ

とは事実であります。それらの関係で

アメリカ側としては、昭和三十二年春

に引き渡されたものがことしになつて

もそのまま保管されておるということ

では、御承知のように日米の相互援助

協定に基きまして、双方当面の利用に

必要でないものについては、それぞれ

の国からそれの返還を申し出たり、返

還の要求ができるといふ趣旨に基いて、返したらどうかといふ話が昨年の春以来あります。当方においては、返

還の要求ができるといふ趣旨に基いて、返したらどうかといふ話が昨年の春以来あります。当方においては、返

還の要求ができるといふ趣旨に基いて、返

もつてすぐ修正をするといふ考えを持つておらないのであります。

○茜ヶ久保委員

関連して、総理に一

言だけお伺いしたいと思います。岸総

理は昔の天皇と同じ権力を持つてい

らつしやる。これは三軍の統率者であ

ります。各省についてはそれぞれ各省

大臣がおりますが、防衛廳限りにおい

ては防衛廳長官がおりますけれども、

あなたが最高の責任者であります。從

いまして自衛隊に関する件は、もちろん伊能防衛廳長官が責任を負いますけ

ども、さらにはあなたは直接の責任を

負うておる。そこでそういう立場から

お伺いしたいのですが、あなたも茨城

県の百里原の飛行場の問題を御承知だ

と思うのです。一昨日町長のリコー

ルの問題もございました。今百里原で

ああいう重大な問題を起しております

が、その原因が百里原の第五航空團の

建設について起つております。そこで

私がお伺いしたいのは、あの第五航空

團の建設は昭和三十一年からすでに今

日まで五億七千萬円の巨費を投じて

ありますので、私どもとしては将来

直ちに変更するといふ考えは現在持つております。ことに整備目標につい

ておりません。この点については、将来の問題とし

て十分な考慮を払うといふような話し

合い等もありましたので、昨年の暮れ

にこれを返還することを決定いたしま

して、目下返還中でございますが、こ

れだけでは、航空自衛隊の整備目標を

ああいう重大的な問題を起しておられます

が、その原因が百里原の第五航空團の

建設について起つております。そこで

私がお伺いしたいのは、あの第五航空

團の建設は昭和三十一年からすでに今

日まで五億七千萬円の巨費を投じて

ありますので、私どもとしては将来

直ちに変更するといふ考えは現在持つ

ております。この点については、将来の問題とし

めの滑走路は一寸もできておりません。飛行基地に幾ら建物ができま

せん。飛行基地に幾ら建物ができま

そろしてこれを責任をもつて完成した

い、かのように考えておられます。

○茜ヶ久保委員 それでは済まないで

すよ。そういう答弁は今すつと聞いて

おりますが、できないのであります。今日

まで三年かかってできました。今後の見

通しもないのですよ。しかしあなたが必

ずやつてみせるとおっしゃるなだけ

ことです。それも今私が言つたように、

三年先、五年先、十年先のことではあ

りません。それでは申し上げます

が、一体いつまでにこれをやるのか。

三年先、五年先、十年先のことではあ

も考えておりませんし、私どもそれを

もつてすぐ修正をするといふ考えを持つておらないのであります。

○茜ヶ久保委員 関連して、総理に一

言だけお伺いしたいと思います。岸総

理は昔の天皇と同じ権力を持つてい

らつしやる。これは三軍の統率者であ

ります。各省についてはそれぞれ各省

大臣がおりますが、防衛廳限りにおい

ては防衛廳長官がおりますけれども、

あなたが最高の責任者であります。從

いまして自衛隊に関する件は、もちろん伊能防衛廳長官が責任を負いますけ

ども、さらにはあなたは直接の責任を

負うておる。そこでそういう立場から

お伺いしたいのですが、あなたも茨城

県の百里原の飛行場の問題を御承知だ

と思うのです。一昨日町長のリコー

ル成立によつて、反対派の飛行

場誘致派の諸君がお祝いをしておつ

た。そのとき、どういう意図でなさ

れたかわかりませんけれども、航空

自衛隊の音楽隊が出来まして、その五億

七千万円かかる建物の設備の完成

を熱烈に祝いをなさつたといつてあります。しかし総理にお聞きしたいのは、

御承知の通りであります。私はあくま

でも地元の人々の了解を得て、

それでも反対者がどう

してお聞きしたい。

○岸国務大臣 具体的な手続の問題につきましては、ここにまだ申し上げる段階ではないので、極力地元の人々の反対者を説得して、ぜひ協力してもらいたい一心でございます。

○内海委員長 平井義一君。

○平井委員 ちょっとと国防会議の議長としての総理大臣にお聞きいたしました。次期戦闘機の購入で非常に純余曲折があつて今日まで決定しておりませんが、防衛計画にも関係があることでありますので、近いうちに決定をすることをお考えがありますかどうか、早くきめたいと願っています。

○岸国務大臣 この問題に關しましては、御承知のように昨年四月に内定をいたしましたが、その後いろいろな方面の事情も調査いたして参つております。すでに一年近く経過いたしております。内定した當時の事情と相当変化もござりますし、いろいろな点において目下検討いたしております。しかしいつまでもじんぜん日を送るわけにもいきませんから、なるべく早く決定し実施いたしたいと考えております。

○石橋(政)委員 この返還問題はよく説明していただかなければ、非常に国民に対しても申しわけないと私は思ひます。なぜかといふと、現実に莫大な国費を使って国内生産をやつておるわけです。それから新しい機種の生産も早くやらなければいけないのだということを盛んにPRしているわけがあります。そんなことを言っておるかと思ふと、片一方ではアメリカからただでもらってきたものを返してしまうといふようなこともやつておる。一体何をしておるのかという気持をみんな持つておる。そこでやはり完全にそういう

疑惑をぬぐい去るよろんな努力を防衛庁としてはやらなければならないと思うわけですが、こういう羽目に陥つたまづ第一番目の原因というものが、パイロットと飛行機数の不均衡から出てきておることははつきりしておるわけです。現在ジェット飛行機といらものはF-86 F、F-86 D合せて大体三百三十二機というふうに長官は答弁しておられたようですが、これに對してパイロットは第一線要員として使える者といえばわざか五十人いるかないかだと私は思う。一体こういう根本的なパイロットの養成という問題を度外視して、飛行機の數だけ、頭数だけそろえていけばいいというでたらめなどころから出発していると思うのです。一体どういうところにこのパイロット養成計画のそこがあつたのですか。ここにところにもはつきりした理由がなくてはならぬと思うのですが、この点から御説明願いたい。

生じましたために、現在においてはた  
だいま先生からは四、五十人とお話を  
ありましたが、今月末で百四十八人養  
成ができます。また年度末にお  
いては百八十人という計画になつて、  
若干のおくれを来たしたことは訓練上  
まことに申しわけないと存じますが、  
特に重大な支障を生ずるという状態で  
はないということは数字の掲げる通り  
でござります。

○石橋(政)委員 そろしますとその百  
四十八人、年度末に百八十人とおつ  
しやつておりますのは、これはTに乗  
れるというだけでなしに、Fにも必ず  
乗れるというわけですか。

○伊能国務大臣 御指摘の通りでござ  
います。

○石橋(政)委員 それからアメリカか  
らもられた飛行機、これはアメリカか  
ら供与された分としては一番新しいも  
のなんですね。昭和三十二年度に来た  
分だ。一番新しいのを取り上げられる  
といふからにはそれ相応の原因がなく  
てはならぬ。おそらく倉庫などどこかに  
ほうり込んだままになつておつたの  
じゃないかと思うのですが、そういう  
事情についてお話を願いたいことと、そ  
ういうでたらめなことをしやつたと  
するならば、向うさんの方にも、こち  
らさんの方にも、責任者がおられて、  
当然処罰の問題なども出てきていいの  
じやないかと思うのですが、その点は  
どうですか。

○伊能國務大臣 さいせんも事情を十  
分説明せよといふお話をございました  
ので、つけ加えたいと存じますが、御  
承知のようにF-86 Fにつきましては、  
従来からいろいろ米側と軍事供与につ

いて折衝いたしました結果、昭和三十六年六月に初めて日米共同生産協定がで  
き上りまして、その際にはとりあえず  
第一回の協定において七十機を日本に  
おいて生産する、さらに三十一年四  
月、三十二年四月と、この第二回、第  
三回の共同生産協定に基づまして、第  
二回では百十機、第三回が百二十機  
と、目下その第三回を生産中でござい  
ますが、本来の建前はこの共同生産協  
定に基いた国産機によつて、ジェット  
要員の訓練並びに装備を完成するとい  
う建前でございますが、御承知のよう  
に三十年六月に協定がござまして、國  
産は準備その他国内防衛産業の整備の  
関係上、直ちにはできないわけでござい  
ますので、その間にアメリカからF-86 F  
の現物をある程度もらつと、ことで、  
昭和三十一年四月から御承知のように  
受けた次第でござります。この四十五  
機が木更津の補給部隊に保管をされ  
おりまして、さいぜん申し上げました  
の三カ月にわたつて四十五機の供与を  
よなな射場、飛行場等の関係から、乗  
員養成に若干のおくれを来たしました  
ので、アメリカの方でそれではまだ使  
わない四十五機があり、将来新しい機  
を要求する際ににおいても、さしあたり  
たがた三十二年六月の受領した四十五  
機が完了いたしましたあと、昨年にな  
してもその点を考慮してもらいたい、  
こういうことでありましたことと、か  
わいでおきましたために、モスボ  
ルしております関係上、しみつい

りその他の関係で、これを使うには相当の経費もかかるというようなこともあります。しかし、かたがた当面乗員の関係上、必要がなくなつたということです。今のお話のように責任問題とかなんとかいうことでなく、条約の趣旨に基いて、お互いに要らないものは返したり、またやるべきをもらふといふ方が、今後の軍事援助の円満な遂行の上にもきわめて望ましいことだ、かように思ひまして、昨年の十一月末に政府としては返還を決定し、目下返還中でござります。

○内海委員長 ちょっと速記をとめて下さる。

〔速記中止〕

○内海委員長 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十九分散会

昭和三十四年二月十二日印刷

昭和三十四年二月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局